

山本博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和九年一月一日發行

經濟論叢

第三十八卷第一號

(通卷第二百二十三號。禁轉載)

奉
呈

山本美越乃先生

執筆者一同

目 次

<p>尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想</p> <p>酒の專賣に就きて</p> <p>マールクスの認識論原理</p> <p>植民の世界史的意義</p> <p>農業生産<small>に於ける</small>水平的分化と垂直的分化</p> <p>我國工業<small>に於ける</small>小企業の殘存<small>に關する</small>一研究</p> <p>資本蓄積率の差異と固定資本</p> <p>中央銀行兌換準備檢討</p> <p>貨幣需要と貨幣の流通速度</p> <p>植民地時代米國の土地保有制度</p> <p>米國の對玖馬投資とその影響</p>	<p>法學博士 田島 錦治 一</p> <p>法學博士 神戸 正雄 二</p> <p>文學博士 米田庄太郎 三</p> <p>文學博士 高田 保馬 四</p> <p>經濟學士 八木芳之助 五</p> <p>經濟學士 大塚 一朗 一〇七</p> <p>經濟學士 柴 田 敬 一〇八</p> <p>經濟學士 松岡 孝兒 一〇九</p> <p>經濟學士 中 谷 實 一〇九</p> <p>經濟學士 堀江 保藏 一〇九</p> <p>經濟學士 長田 三郎 二七</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

免稅點以下の小額所得者	經濟學博士	汐見三郎	三四
經營學の基礎概念たる資本、企業及經營	經濟學博士	小島昌太郎	三六〇
世界科學に就て	經濟學博士	作田莊一	三七六
漁村更生策に於ける問題	經濟學士	蜷川虎三	三九五
人口粗密の原因觀	法學博士	財部靜治	三五
徳川時代における植民的思想	經濟學博士	本庄榮治郎	三九
ヘーゲル市民社會論と經濟學	經濟學博士	石川興二	四九
恐慌と蓄積と植民	經濟學博士	谷口吉彦	五九
北海道練漁業に現存の漁場貸借關係	經濟學士	岡本清造	三四
我國に於ける植民政策學の發達	經濟學士	金持一郎	四七
クレルッキアに就いて	農學士	若木禮	四〇
山本美越乃博士年譜及著書論文目錄	經濟學士	高木眞助	四七

山本博士
還曆祝賀
記念論文
集

(經濟論叢第三十八卷第一號)
昭和九年一月發行

尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想

田 島 錦 治

緒 論

經濟思想といふ語は經濟學といふ語よりは廣き意義を有する。科學としての經濟學 (Political Economy) の第一の出現は通説に従へばスコットランドのアダム・スミス (Adam Smith) が千七百七十六年 (西曆) に著した「國民の富」(Wealth of Nations) に在りと言はれて居るが、經濟思想 (economic thought) は上古から世界諸國諸民族の口碑及び文獻に徴し得べきものが少くない。特に古來亞細亞に國を建て、又は民族を成して、或は燦爛たる文明の光輝を放ち、或は雄偉なる富強の鴻圖を遂げた者は、西方には Chaldaea, Assyria, Media, Babylonia, Persia, Arabia, Turkey

尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想

等があり、東方には印度、支那、滿蒙、朝鮮及び我日本等有る。これ等の諸國や諸民族の中から興つた聖人賢者の教訓や立法や又は文書に據りて、彼等の宗教政治社會經濟文學等に關する思想を探究し論評することは、實に容易でない。而して今や余は此等諸國の中に就て一の支那を選び、又此等諸思想の中に就て經濟思想を選び、且其時代を上古に限りたれど、研究の困難は尙ほ甚だ大である。其重なる理由として擧ぐべきは

第一 支那は名は一國であるが、實は數多の異民族を含んで居る。特に上古に在りては之を國といはんよりは寧ろ世界といふを適當とする。尙書即ち書經に萬邦、天下、四海等の語あるは蓋し過當では無い。

第二 支那上古の典籍は、經傳諸子百家の書甚だ多く、且難解のもの尠くない。且後世の學者が此等の古書に施こした註疏評論の類は、蓋し汗牛充棟も亦童ならない程である。而して前者を研究せんと欲せば固より後者を参照せねばならない。

第三 支那上古の典籍中から單に經濟思想即ち輓近の意義による所の Economic Thought と思はるるものを抜き出すことは甚だ困難である。何故なれば支那上古の經濟思想は道德及び政治の思想と結合して、渾然一體を成して居るからである。

支那上古の經濟思想を研究するに就て、前述の如き種々の困難あり、且余の淺學短才なる到底満足なる結果を擧ぐることを得ないことを自覺しては居るが、本稿に於て先づ支那古典の一なる

尙書に就て、其中に見はれた經濟思想を探究しやうと欲する。

尙書は單に書ともいひ、宋の時代より書經と呼ぶ。尙は上の義、上古の書なるが故に尙書といふのである。史記の孔子世家に「序書傳、上紀唐虞之際、下至秦繆、編次其事」とある。尙書の今に傳はれ者に今文尙書と古文尙書の二つがある。今文尙書は秦の始皇が詩書百家の書を悉く燒きたる時、秦の博士たりし濟南の伏生（名は勝といふ）が竊かに壁藏した者であつて其當時専ら行はれた書體で書いて有たから今文といふのである。伏生は漢の文帝の時まで生残り、當時年九十餘なりしと云ふ。因て文帝は鼂錯に命じ往て教を受けしめた。此事は史記の儒林傳にも又同書の鼂錯傳にも載せて有り、又漢書の鼂錯傳にも載せて有る。儒林傳に依るに伏生壁藏の尙書も亦兵亂に逢ひて數十篇を亡ない、唯二十九篇を得、之を以て齊魯の間に教へた。

次に古文尙書は其後漢の武帝の末に魯の共王が孔子の舊宅を壞して己れの宮殿を廣くせんと欲して、圖らずも此書及び禮記論語孝經凡そ數十篇を得たと云ふのである。古體の文字で書いてあつたから古文といふのである。孔子の後裔たりし孔安國が當時悉く其書を得て、之を今文尙書の二十九篇と照し合すに十六篇多かつた、即ち四十五篇有つたと云ふ。其後西晋懷帝の永嘉の亂に歴代の典籍悉く亡ひ、尙書も亦其運命を共にしたが、東晋元帝の時、梅頤なる者が孔傳古文尙書（孔安國の傳註せる古文尙書の義）を得たと稱し、之を朝廷に献じた。其後蕭氏の齊の時代に姚方興なる者舜典中の闕文を得て之を献じた。斯くして一旦喪失した古文尙書は再び世に出でて以て今日に

至つた。此古文尙書は凡て五十八篇、序を并せて五十九篇より成る。此五十九篇中、今文古文共に有る部分に對しては異論なきも、古文にのみ獨り有る部分に對しては宋の吳棫朱熹を始とし清の閻若璩王鳴盛等の懷疑や論駁が起り、遂に古文尙書は魏の王肅か晋の皇甫謐かの作れる偽書たることに決定した。併し乍ら偽書と稱せらるる部分も多くは逸書を綴緝して編を成して居るから亦以て吾人の參照に資するに足るものがある。故に朱子が其門人蔡沈をして「書經集傳」を作らしむるに方り、古文尙書全體を取つたのである。余も本論文に於ては古文尙書の全體に互りて通觀し、其中に含まれて居る所の經濟思想に就て討究する所あらんと欲する。

併し乍ら蔡沈の序に「二帝三王治天下之大經大法皆載此書」とある如く、道德を大本となし、人君が國を治め民を濟ふ政治の綱要を示したもものなるが故に本論文も勢ひ狹義の經濟思想の範圍を踰ゆること有るは固より止むことを得ない。而して余輩の最も重要視する所の「經濟と道德との關係及び其合致」は尙書の最も善く教ふる所である。夫の唯物史觀の僻說に迷ひ、階級鬭争の謬想に驅らるる輩の如き、若し能く此書を理解せば、遂に必ず大に悔悟する所あるであらう。

終に臨み一言すべきは尙書の至て難解の書たることである。韓退之の進學解に「周誥殷盤倍屈贅牙」とあるは是である。僞孔の傳は誤り多く、而して蔡沈の傳は廣く且久しく世に行はると雖も、亦足らざる所がある。要するに古文尙書を講した書冊は甚だ多くて、一々之を涉獵するは余の能はざる所である。扱余は頃る清の王先謙の撰したる「尙書孔傳參正」を得て之を讀むに、精に

して且要を獲たる良書であると信ずる。余乃ち主として孔傳蔡傳并に王氏の書に依り旁ら他の二三の書を参考して本論に資することとした。

第一章 虞書

古文尙書は虞書、夏書、商書、周書の四部より成り。虞書は堯典、舜典、大禹謨、皋陶謨、益稷の五篇より成る。今文尙書は堯典の中に舜典を合し、大禹謨無く、又皋陶謨に益稷を合して居る。以下虞書を讀んで起つた所の余の感想の重なる五ヶ條を述ぶることとする。

虞書を讀んで第一に感じたことは、支那上古の經濟思想が道德思想に淵源し且一致して居る點である。扱堯典の首に堯の徳を頌し、其徳化の及ぶ所を記して曰く「曰若稽古帝堯。曰放勳。欽明文思安安。允恭克讓。光被四表。格于上下。克明俊德。以親九族。九族既睦。平章百姓。百姓昭明。協和萬邦。黎民於變時雍」と。曰若は越若と同じく、發語の辭である。放勳は猶ほ大勳といふごとし、堯の一名である。舜の一名を重華、禹の一名を文命といふの類である。欽明は欽敬通明であり、文思安安は今文には文塞晏々とある。文は文章著るしきこと、塞は道德純備せること、晏々は其寛和の徳を形容したものである。或は思を以て思慮深しと註解するものがあるが、亦通ずる。堯は欽明文思安々の盛徳を具へて、允とに恭しく克く讓る。故に其徳光は四海の外に被ふり、天地の間に互る。斯の如く堯の徳は大にして、而かも此大徳を明かにするや、先

づ九族を親しみ、九族既に睦くして百姓を平均章明にし、百姓昭明にして萬國を協和す。斯くして天下の億兆は堯の德に化して雍和すと。此文は大學の「古之欲明明德於天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。欲齊其家者。先修其身。欲修其身者。先正其心。欲正其心者。先誠其意。」といへると恰も符節を合するが如きものがある。九族は父族四、母族三、妻族二合せて九といふ説あり。又は高祖、曾祖、祖、父、己、子、孫、曾孫、玄孫の九をいふとの説もある。百姓は百官といふ説あり、又畿内の民庶を指すといふ説もある。後説を採る人例へば蔡沈は萬邦を以て天下諸侯の國を指すといふて居る。要するに此文は堯の德化が近きより遠きに及びたることを示せるものに外ならない。猶現時我國の昭和の年號は此堯典の百姓昭明協和萬邦の語を取り給ひるたものと恐察する。

堯の允に恭しく克く讓るといふ德は最も注意を要する。允といひ克といふは誠意正心より出たものである。論語に孔子の人となりを記して、温良恭儉讓といふて有る。實に恭讓の德は支那の上古の文明の特色にして唐虞時代の賢哲が此德を具へたる事は尙書の文に徴して明白である。即ち堯は其子の丹朱を不肖として之を措いて位を舜に讓り、舜は亦其子の商均を措いて位を禹に讓り、舜禹も容易に讓りを受くることを肯せずして各々攝政の位に即きたる如きは其著るしき例である。其他棄や契や皋陶や垂や益や伯夷等の當時の賢臣が重職に即くに方り互に相推讓したる事、而かも推されて一旦其任に即くや、勤勉忠誠能く其職に盡したる事は、是れ堯の百姓を平章

し百邦を協和したる政治を輔成したる所のものである。黎民の於變り時雍コレビラくは實に此恭讓の徳化に外ならない。嗚呼輓近功利の説盛に行はれ人々皆他を排し他に先んじて唯己れを利せんと勉む。而して階級鬭争の説は恰も火に薪を添ゆる如くである。是に於てか黎民は於變り時閱コレセムくのである。實に慨嘆に堪えない。

虞書を讀みて第二に感じたことは堯が敬ツツレんで民に時を授くといふ一條である。即ち耕穡の時を誤ること無く、從て民の食を足すの政を重んじたことである。堯典に「乃命ニ義和。欽若ニ昊天。曆象日月星辰。敬授ニ人時。」とある。舜典にも「食哉惟時。柔レ遠能レ邇。」とあり。又大禹謨にも「德惟善政。政在レ養レ民」とある。是皆民の食を足すの政を重んじたものである。前掲堯典の意義は、堯は義氏和氏に命じて天文を司とり日月星辰運行の象を觀測し、曆を作り、人民に農の時を示して、誤ること無からしめたといふことである。堯典次の文に堯が義仲義叔和仲和叔の四人に分命して義仲を岫夷又は陽谷といふ所に居らしめ、義叔を南交といふ所に、和仲を西又は昧谷といふ所に、和叔を朔方又は幽都といふ所に居らしめ、天文を窺ひ氣象を測らしめた。當時天文及び曆の學は餘程進歩したものの如く、而して此等の學は民を治むる實際の必要より來りたるものなることは注意を値ひする。舜典に依れば舜が堯の讓を受けて攝政の位に就くや「在ニ璿璣玉衡。以齊ニ七政。」のことがある。在は明かにするなり。璿璣玉衡は一に旋機玉衡に作り、天文を測る機械である、即ち後世の渾天儀の類である。七政は孔傳には日月五星各異ニ政ニと注し、大傳は春夏

秋冬天文地理人道の政を爲す所以を謂ふと訓し、馬融は北斗七星各主とする所ありと説いて居る要するに堯といひ舜といひ、其位に即くの最初に民に時を授くるに意を用ゐたことの篤きを見るべきである。

虞書を讀みて第三に感じたことは當時分業協力の道が大に備はれることである。而して此點は當時の官制に就て最も明白に之を看取することが出来る。後世堯舜の政治を指して無爲にして化すといふは、決して真に無爲無策大簡大素なりしにはあらず。堯舜が能く職を分ちて、適任者に之を掌らしめ、治績爲に大に舉りたることを謂ふのである。例へば禹に命じて洪水を治めしめ、棄をして稼穡を司らしめ、皋陶に法を掌とらしめたる如きは是である。今舜典に據るに當時の官制は大要左の如くであつた(下に掲ぐるは人名なり)。

司空	水土を平くる官	禹	秩宗	禮を掌とる官	伯夷
后稷	農桑を勸むる官	棄	典樂	樂を掌とる官	夔
司徒	教を掌とる官	契	納言	<small>上命を下に宣し下言を上 に納るる官 一に喉舌の官といふ</small>	龍
士	理官即ち裁判刑罰を掌とる官	皋陶	四岳	四岳諸侯の事を統ふる官	
共工	百工の事を掌とる官	垂	十二牧	十二州の牧官	
虞	山澤を掌とる官	益			

右の中四岳は一人といふ説と四人といふ説とがある。又堯典に見へた羲仲羲叔和仲和叔なりと

の説がある。これ等は別に穿鑿する要はない。唯當時官職の分業が如何に具備して居つたを知れば可なりである。扱前掲の司空以下納言を九官といふ。之を總理したる大臣を「百揆に宅る」といひ、禹が之を兼ねて居つたとの説がある。此説は、堯が舜を登庸した時の記事に「納于百揆百揆時叙」の文あり、又舜が四岳に諮詢せる語に「使宅百揆」の文があるより生じたのである。百揆に納るも百揆に宅るも共に百官を總ぶることである。

以上述べた如く堯舜の世に官制上の分業が具備したるを見れば、人民間の分業も亦同様に進歩したることを窺ひ知るべきである。此事は堯舜以前の事に關して易の繫辭傳及び史記の記述する文に徴すれば一層明白である。

史記に據るに堯舜より遙か以前の帝王庖犧に就ては「養犧牲以庖厨。故曰庖犧」と説き、神農に就ては「始嘗百草。始有醫藥。又作五絃之琴」と述べ、黃帝に就ては「藝五種」と記して居る五種とは黍稷菽麥稻をいふ。又「時播百穀草木」と記し、又「勞勤心力耳目。節用之。撫教萬民而利誨之。曆日月而迎送之」と述べてある。

易の繫辭傳には左の文がある。「古者包犧氏之王天下也。仰則觀象於天。俯則觀法於地。觀鳥獸之文與地之宜。近取諸身。遠取諸物。於是始作八卦。以通神明之德。以類萬物之情。作結繩而作罔罟以佃以漁。包犧氏沒。神農氏作。斲木爲耜。揉木爲耒。耒耨之利以教天下。日中爲市。教天下之民。聚天下之貨。交易而退。各得其所。神農氏沒。黃帝堯舜氏

作^ル。通^ニ其變^〇。使^ニ民不^レ倦。神而化^レ之。使^ニ民宜^レ之。^{シカラニ}黃帝堯舜垂^ニ衣裳^一而天下治。剡^レ木爲^レ舟。剡^レ木爲^レ楫。舟楫之利。以濟^レ不^レ通。致^レ遠以利^ニ天下^一。重門擊柝。以待^ニ暴客^一。斷^レ木爲^レ杵。掘^レ地爲^レ臼。臼杵之利。萬民以濟。弦^レ木爲^レ弧。剡^レ木爲^レ矢。弧矢之利以威^ニ天下^一。上古穴居而野處。後世聖人易^レ之以^ニ宮室^一。上棟下宇以待^ニ風雨^一。此易の繫辭傳の文と史記の文とを併せ考ふ時は、包犧の時即ち我皇紀前二千二百年の上古に八卦を畫き、書契を作り、漁獵の術は興り。神農の時即ち我皇紀元二千百餘年の頃に農業は興り、互市交易の道開け、醫藥あり、琴曲起りたり。黃帝即ち我皇紀前二千年の頃より、堯舜即ち同千七百六年より千五百四十六年に至る迄の間に於ける時代に於て服飾の制度具はり、舟楫の便起り、警察の行政は行はれ、臼杵の利は起りて萬民穀食し、弓矢の制具はりて兵備大に進んだのである。想ふに當時民業の中に於て、農が最も重んぜられたることは勿論なるが、工商及び交通の諸業も亦并び起りたるは前掲の諸記録に照して明白である。特に易の繫辭傳に神農の事を記せる「日中爲^レ市。交易而退。各得^ニ其所^一。」の文を玩味すれば、支那の聖賢が今を距る二千六百餘年の古代に於て交易の眞理を解し、人民をして之を實行せしめたるを知ると同時に、歐洲に於ては西曆第十八世紀の央以後即ち今を距る百六十七年頃迄も交易に於ける一方の利益は他方の損失であるとの謬見を抱きたる重商論者及び重農學派諸氏を憫笑せざるを得ない。

舜典に據るに舜が攝政の位に即きて後、天下を巡守したることを載せて居る。即ち歳の二月東

に巡守して岱宗に至り、五月南に巡守して南岳に至り、八月西に巡守して西岳に至り、十一月北に巡守して北岳に至り、それぞれ天を祭り山川の神を祀り、地方諸侯の治績を視察せられた。又巡守は五年毎にすることになつて居た。岱宗は泰山の別名、南岳は衡山、西岳は華山、北岳は恆山である。此四岳を巡回せらるるに歳の二月より十一月に至るの間に於てした。想ふに此時禹が既に洪水を治めたる後なるべしと雖も、交通の便舟楫輿馬の利が既に大に備はれること亦以て見るべきである。

虞書を讀みて第四に感じたことは舜が律度量衡の制度を天下に均一ならしめた事である。蔡傳及び漢書律歷志に據るに度量衡は共に律即ち音律に本づいたのである。律は十二律をいひ、其中六律を陽音とし、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射といひ、六呂を陰音とし、大呂、夾鐘、中呂、林鐘、南呂、應鐘といふ。凡そ十二管、皆徑三分有奇、空圍九分で、黃鐘が最も長い。其九十分を一分となし、十分を一寸となし、十寸を尺となし、十尺を丈となし、十丈を引となす、是即ち度である。黃鐘の管に中位の秬黍ホキの種子一千二百粒を入れ得る此量を一龠ユウと爲し、十龠を一合と爲し、十合を升、十升を斗トウ、十斗を斛コクと爲す。是即ち量である。次に一龠の秬黍の重サを十二銖と爲し、兩龠即ち二十四銖を兩と爲し、十六兩を斤と爲し、三十斤を鈞ケイと爲し、四鈞を石と爲す。是即ち衡である。斯の如く黃鐘を以て律度量衡のすべての基本と爲し、此制度を天下諸國に均しく行ひたるは實に驚嘆すべき事である。フランスが西曆千七百九十九年に於て始めて採用し

たメートル制度に髣髴として、而かも其基本を音律に置くことに於て一層審美的なる度量衡制度が西曆紀元前二千二三百年の上古に於て考案せられ施行せられた事實を見るときは、支那が久しく自から華夏、中華、又は中國と誇稱し、外國を夷狄蠻戎と呼びたるも亦其理由ありと謂ふべきである。

虞書を讀みて第五に感した事は、當時の刑罰が現代の最も進歩したる刑事政策に合し、從て社會政策に一致したる點である。抑も犯罪及び刑罰の事は國民經濟に關係甚だ大なるは何人も疑はざる所である。舜典に「象以典刑。流宥五刑。鞭作官刑。扑作教刑。金作贖刑。笞災肆赦。怙終賊刑。欽哉欽哉。惟刑之恤哉。」とある。此文中の象以典刑に就ては數説がある。蔡氏は人に示すに常刑を以すと解して居る。併し戰國時代の大儒荀子は「古無肉刑而有象刑」と云ひ之より前に墨子は「畫衣冠而民不犯」と云ひ、慎子は「有虞氏之誅以幪巾當墨。以草纓當劓。以菲履當刖。以艾釋當宮。布衣無領當大辟。」と云ふて居る。大傳には「唐虞象刑。犯墨者蒙卓巾。犯劓者赭其衣。犯贖者以墨幪其贖處而畫之。犯大辟者布衣無領と云ふて居る。此等の荀墨慎及び大傳の諸説は詳略一ならず又小異あれども、要するに皆肉刑即ち大辟(死刑)贖(アシキリ)劓(ハナキリ)墨(イレスマ)宮(生殖機能ヲ去ル)を課する代りに衣服に目印を附けて犯行を罰することを象刑として居る。果して此等古説の如くなれば唐虞時代の刑法は輓近の最も進歩したる死刑廢止や牢獄を改めて感化院とする制度に略ぼ似たるものである。今假りに一步を譲り

て蔡説に従へば次の如くである。人に示すに常刑即ち墨、劓、剕、刑(アシキリ)宮、大辟、の五刑を以てす。但し此等は宥すべからざる重罪に課す。而して罪の稍輕き者に對しては五刑を宥して流刑を課す「流宥ニ五刑」とあるは是である。鞭作ニ官刑とは木の先に革を垂れた鞭を以て打つ官府の刑である。扑作ニ教刑とは榎(榎に同じクサギなり)楚(ニンジンボクヒ)の二物を以て打つ學校の刑である。贖刑は金を出して罪を贖ふのである。眚災肆赦とは、眚は過誤、災は不幸である。若し人が過誤又は不幸に由りて刑に觸れた者は直ちに之を宥すを謂ふ。之に反して怙終賊刑の規定がある。怙は恃タカむ所あるをいひ、終は再犯を謂ふ。若し人恃む所あるか又は再犯にて刑に觸れた者は必ず之を刑して宥すこと無きを謂ふ。大禹謨の篇に舜が皋陶に言へる語に「刑期ニ于無刑」とあり、皋陶の答に「罰弗レ及レ嗣。賞延ニ于世。宥過無レ大。刑レ故無レ小。罪疑ハシキハ惟輕クセヨ。功疑ノシメハ惟重クセヨ」の語がある。謂ゆる宥過無レ大。刑レ故無レ小とは過誤に本づく罪は大と雖も宥し、故意犯す所は小と雖も刑せよとの意である。即ち前掲舜典の眚災肆赦怙終賊刑と異辭同義であると謂ふべきである。以上縷述せる所に由れば現代文明諸國の刑法に規定せる所の犯罪の不成立及び刑の輕減や、酌量輕減や、累犯加重の刑の如きは堯舜の刑法に既に既に其端を發したと謂ふても蓋し過言では無い。

本章を終らんとするに臨み、尙一言を要するは天又は上帝に關する思想である。凡そ帝王が民を治むるは天即ち上帝の命を受けたものとの思想は尙書を一貫して居る。堯が羲和に命ずるとき

は「欽 若 昊天」といひ、大禹謨に「益曰都帝德廣運。乃聖乃神。乃武乃文。皇天眷命。奄有四海。爲天下君」とあり。又同謨に舜が禹に位を讓る時の語として「天之曆數在汝躬。汝終陟元后。人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執厥中。無稽之言勿聽。弗詢之謀勿庸。可愛非君。可畏非民。衆非元后。何戴。后非衆罔與守邦。欽哉。慎乃有位。敬修其可願。四海困窮。天祿永終。」とある。此文は論語(堯曰第二十)の「堯曰、咨爾舜。天之曆數在爾躬。允執其中。四海困窮。天祿永終。舜亦以命禹」とあるを取り傍ら荀子(解蔽及び正名の篇)國語(周語内史過の語)等を取り合せて僞作せるものの如しと雖も、支那上古以來の理想即ち帝王は天の命を受けて其位に即き民を撫育するものなりとの意を詳叙せるの點に於て亦取るべきものがある。其他泉陶謨に「天工人其代之」の語あり。天職を天に代りて人君が務むるを謂ふ。又「天叙有典」「天秩有禮」「天命有德」「天誅有罪」「天聰明。自我民聰明。天明畏。自我民明威」の語がある。此等を熟讀玩味すれば、支那上古の天人一體の理想は之を會得するに難く無いのである。

第二章、夏 書

夏書は古文には禹貢、甘誓、五子之歌、胤征の四篇あれども、今文には唯禹貢と甘誓の二篇あるのみである。四篇の中禹貢は最も重要である。これは舜の攝政の時に禹が命を受けて洪水を治

め、九州の地を分ち、貢賦の法を定めた事蹟の記録で、史記の夏本紀及び漢書の地理志にも全載せられて居る。但し文字に稍異なる所がある。以下先づ夏書禹貢に就て述ぶるが、虞書の堯典大禹謨益稷にも治水に關する記事や言語があるから、必要に應じて之を援用することとする。

堯典に據るに、堯の時大洪水あり。堯は四岳に諮詢したるに四岳は鯀をその適任者として推舉した。堯は此言に聽き、鯀をして水を治めしめたが、九年の長きに及ぶも功が無かつた。其時舜は攝政となり、鯀の子の禹を擧げて鯀に代らしめた。禹は益及び棄と共に帝の命を奉じ、諸官百姓に命じ人徒を興して治水の事業に縱ひ、身を勞し、思を焦し、外に居ること八年、家門を過ぎても敢て入らず、遂に治水の大功を奏した。禹の此慘憺たる苦心努力は虞書益稷篇に載する所の禹の語に徴して明である。

禹の水を治むるや先づ冀州から始めた。これ帝都の在る所であつたからである。冀州の次は兗州、次は青州、次は徐州揚州荊州豫州梁州雍州の順序であつた。蓋し兗州は最も低地である故に先づ之を治め、雍州は最も高地である故に最後に之を治めた。扱洪水氾濫の面積は全九州に互り北は、黄河、南は揚子江、西は黒水弱水から東は東海に達した。而して此中間又は附近に在つた巨川大澤は皆禹の治めたものである。

禹既に水を治め、九州の地味を調査し田地を九等即ち上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下に分ち、田賦を同じく九等に分つた。然れども田地の等級は必ずしも田賦の等

級と一致せしめない。是蓋し水害の大小、交通の便否、人口の多少、土地の廣狹、田産物以外の産物の如何等種種の事情を斟酌して、以て田賦の輕重を定めたものであらう。例へば袁州の田地は六等であるが、其賦は九等であり、又荊州の田地は八等であるが其賦は三等なるの類これである。

又禹は冀州を除く各州をして田賦の外に其州の各種の産物を貢納せしめて居る。例へば青州が鹽、海産物、縑絲(山繭絲)を貢し、楊州が金、銀、銅、竹、木、齒、革、羽、毛、橘柚を貢し、梁州が璆(玉磬)鐵、銀、鏤(鋼鐵)磬磬(石矢の根)、熊、羆、狐、狸、織皮(毛氈の類)を貢せるが如し。

茲に注意を要するは、禹貢の貢は廣き意義を有して、狹義の貢と賦とを兼ねることである。上の取る所之を賦といひ、下の供する所之を貢といふ。此狹義の貢は禹貢に據れば一、單純なる貢二、篋か又は包、三、錫貢の三種に小分せらる。篋とは竹又は木にて作れる箱に入れて貢する。包はつつみて貢す。錫貢は常に貢せず、特別の命を錫はる場合にのみ貢する。篋は絲又は織物に限る、例へば袁州の縑絲、徐州の玄織縞、楊州の織貝(にしき)の類是である。包は果物に限れり、例へば楊州の橘柚の如し。禹貢の文に「厥包橘柚錫貢」とある。これは其包は橘柚で而も上の命を錫ふを待ちて納むとの意味である。今禹貢に見はれた州名、土質、田地の等級、賦の等級、貢篋包錫貢等を表示すれば左の如くである。

州名	土質	田等級	賦貢	貢	籠	包、錫貢
冀	白壤	中中	上上錯(上ノ中マジル)			
袁	黑墳	中下	貞(九等)	漆絲	織文	
青	白墳 海濱廣斥	上下	中上	鹽、絛、海物錯、 岱、怪石、泉、鉛、 松、怪石	縵絲	
徐	赤埴	上中	中中	土五色、羽、夏翟、 嶧陽孤桐、泗濱浮磬、 淮夷蠙珠、魚	玄織縞	
楊	塗泥	下下	下上 上錯	金三品、瑤琨、篚簞、 齒革、羽毛、木	織貝	橘柚錫貢
荆	塗泥	下中	上下	羽毛齒革、金三品、 椀、幹、栝、柏、礪砥、磬丹、 篋、箝、楛	玄纁璣組	包匭、菁茅 九江、納錫 大龜
豫	壤 下土墳墟	中上	錯上中 (第一ヲマジュ)	漆、泉、絛、紵	織纈	錫貢、磬錯
梁	青黎	下上	下中、三錯 (第七第九 ヲマジュ)	鏐鐵、銀、鏤、磬、磬、熊羆、 狐狸、織皮		
雍	黃壤	上上	中下	球、琳、琅玕		

禹貢を讀みて第一に感ずるは、最近財政學者が金科玉條として主張する所の課稅公正の法則が當時既に實行せられた事である。即ち單に田地の良否のみに據らず、種々の事情を參酌して田賦の

差等を設けた様であること、及び各州の土宜土産に従ひて貢物を徴したことは、課税一般主義に加ふるに平等主義即ち能力主義を以てしたものである。

第二に冀州獨り貢なきは何故か。余思ふに田賦は民が官府に納めたものなれども、貢は各州の牧官が天子に進貢したものならむ。夫れ冀州は帝都の在る所であつた、故に其民は田賦を直接に天子直屬の官府に上納したであらふ。而して他の八州の民は其田賦を其州の牧官即ち諸侯に納め諸侯は其田賦の大部分を以て各州地方の經費を支辨し、其一部を以て土宜土産に易へ、之を帝都に貢進したるならむ歟。王先謙の孔傳參正に云ふ「詩甫田疏引鄭志云。凡所貢篚之物。皆以稅物市之。隨時物價以當邦賦」とあるは、蓋し此意に同じからむ。

第三禹貢に各州より帝都に至る水陸交通の路の順序を詳記してある。先儒之を以て貢物を帝都に至す順路と解釋するものがある。然れども此解釋は狹隘に失する様に思はれる。寧ろ萬民交通百貨交易の路と解釋する方が宜しき様である。今之を證せんが爲に少しく前に戻りて虞書益稷篇に載する所の左の文を吟味する。

「禹曰。洪水滔天。浩浩懷山襄陵。下民昏墊。予乘四載。隨山刊木。暨益奏庶鮮食。予決九川。距四海。濬畎澮距川。暨稷播奏庶艱食。鮮食。懋遷有無化居。烝民乃粒。萬邦作乂。」

此文の大意は次の如くである。禹曰く洪水氾濫して山を包み岡を没し、天をもひたす有様にて

庶民昏惑沈溺の禍に陥るれり。余乃ち陸行には車、水行には舟、山行には楫カヌー、泥行には橇ソリの四種の乗物にて山に従ひ木に表しるしを附けて路を通し、虞即ち山澤を掌つかさどる官の益と共に盡力し、庶民に勧めて漁獵を爲し、魚鳥獸肉鮮食を食せしめた。予は九川弱水、黒水、河、滌、江、沈、滙、滑、洛の九水を決り導きて海に至らしめ、堀や溝を深く掘りて其水を川に導き、斯くして得たる田畝に、后稷の官の棄と共に盡力して穀種を播かす、庶民に従來食し難かりし物即ち穀物を漸く食ふを得しめ、尙足らざる所は魚鼈禽鳥の肉を以て補はしめた。又勉めて有無相通ずる方法を講じ、蓄積せる貨を交易變化せしめた。是に於て庶民は始めて粒食即ち穀物を食ふことを得て、萬國は治まれりと。此「懋遷有無化居」の六字は勿々に讀過すべからず。居は居積する所の貨であり、化は交易變化である。上掲の文に由れば禹が水を治めて開通し得たる水陸の道路が庶民の財貨交易の爲に利用せられたるは明白である。

第四禹貢に記載せる各州の産物を仔細に檢するとき、當時漁獵牧畜農耕の諸業は固より論なく、採鑛冶金の術、玉石竹木羽毛齒革の工業、獸毛苧麻山繭蠶絲等の紡織業が既に著しく進歩したるを知る。従て此等の諸産物及び諸製造品が禹の治水によりて出來た水陸の道路に因て各地に轉輸せられ交易せられたるは固より當然である。

以上禹貢の條了る

禹貢の外の三篇は本論文の資料としては餘り重要でない。且五子之歌と胤征との二篇は殆んど

僞書と確定して居る。故に左に注意すべき文句の二三を拔萃するに止める。

甘誓は古今文共に有り。これは禹が崩し子の啓が位を襲きたるに同姓の諸侯有扈氏服せず、そこで啓が有扈氏を征して甘の野に戦ひ、遂に之を滅したるが、其將に戦はんとせるきと啓が軍陣に誓ひたる詞である。誓の意味は制なり之を拘制するなり。春秋穀梁傳隱公八年の傳に云ふ「誓不及五帝」と。范甯の注に依れば五帝とは黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜である。夏以前には誓はなかつた。而るに啓が誓を作り、斯くして帝典始めて傾いたと。亦以て時世人情の變を觀るべきである。甘誓に左の言がある。

「予誓告汝。有扈氏威侮五行。怠棄三正。天用勦絶其命。今予惟恭行天之罰。」

五行は木火土金水の徳をいひ、三正は天地人の正道をいふ。此文に依れば、人善なれば天恵を受け、悪なれば天罰を蒙むる、而して王は天に代りて賞罰を行ふとの當時の思想を見るべきである。

甘誓の末文に「用命賞于祖。弗用命戮于社。予則孥戮汝」の語がある。凡そ天子親征するときは必ず廟から遷した祖主即ち祖神の位牌と社主即ち土地の神の位牌とを車に載せて行く。功ある人をば祖主の前にて賞し、罪ある人をば社主の前にて罰するのである。戮は今文尙書には僇に作り、孥戮の孥は古今文共に本は奴の字であつた。江氏の説に依れば、奴戮は或は奴となし或は誅戮す、罪の輕重に従ふなり。一説には奴となして之を戮辱すと。漢書季布傳の賛に「反至

困尼。奴僂苟活クモクの文あり。要するに孥戮を子までも戮すとの舊説は非なるに似たり。左傳に父子兄弟罪不相及とあり、又孟子に罪スルニ人不孥サデとあり。如何に軍律なればとて子まで罰すといふは酷に尖せり。此「孥戮汝」の語は商書の湯誓にもある。即ち「爾不從誓言予則孥戮汝。罔有攸赦。」とある。而して周書の泰誓には「功多有厚賞。不迪有顯戮。」とある。牧誓には「爾所弗勗。其于爾躬有戮。」とある。思ふに古代罪人を奴隸となしたる事は東西諸國の史乘に顯著である。殷の箕子が罪を紂に獲て奴となりしが如き一例である。

五子之歌は啓の子大康田獵に耽りて、政治を怠り、遂に有窮の后羿の爲に國を逐はれたる時、大康の五弟之を怨み悲みて、禹の戒を述べて作れる歌といはれて居る。其中の數句を左に抜萃す。「皇祖有訓。民可近。不可下。民惟邦本。本固邦寧。」訓有之。内作色荒。外作禽荒。甘酒嗜音。峻宇彫牆。有一于此。未或不亡。」

皇祖は禹を指す。其遺訓によれば、民は親み愛すべきで決して卑下し虐くべきでない。民は邦の基礎である、基礎が固ければ即ち民力が富強なれば邦は安寧である。これ前歌の意味である。古訓に斯くある。内に在りて女色に荒み、外に出でて狩獻に耽り酒を甘しとし音楽を嗜みて之に溺れ、宮殿を高壯にし牆壁に彫刻す。此數條の中の一條を犯す者は未だ亡滅せざること無しと。

胤征は王仲康が胤侯に命じて義和を征したる時胤侯が軍衆に告げた誓詞である。義和は堯の時の義和の子孫で世世天文を曆象することを掌どつた。此時の義和は酒に耽りて職務を怠廢し、日

蝕の事ありたれども聞知することなき程の無道に陥りたれば、胤征が起つたのである。胤征に左の語がある。

「政典曰。先^レ時者殺無^レ赦。不^レ及^レ時者殺無^レ赦。今予以^ニ爾有衆^ヲ奉^ニ將天罰^ヲ。爾衆士。同^ニ力王室。尙弼^レ予。欽承^ニ天子威命^ヲ」

時に先つも時に及ばざるも共に時を誤まることなり。羲和が曆象の時を誤りたるを指すならん要するに五子之歌と胤征とは偽書にて、左傳、國語、戰國策、荀子、淮南子等の文句を取合せて作りたるものなるは殆ど疑を容れぬと雖も、「太甲が國を失ひ」、羲和が「涸涇し時を廢し日を亂れる」は史記の記する所である。猶これは遙か後の史實であるが、戰國策に梁王魏嬰が范臺に於て諸侯を招き宴を設け、酒酣にして魯君に觴を擧げんことを請ひたる時魯君起ちて次の言を爲して居る。

昔者帝女令^ニ儀狄作^レ酒而美。進^ニ之禹。禹飲而甘^レ之。遂疏^ニ儀狄。絶^ニ旨酒。曰。後世必有^下以^レ酒亡^ニ其國^上者。齊桓公夜半不^レ寐。易牙乃煎熬燔炙。和^ニ調五味而進^レ之。桓公食^レ之而飽。至^レ且^レ不^レ覺。曰。後世必有^下以^レ味亡^ニ其國^上者。晉文公得^ニ南之威。三日不^レ聽^レ朝。遂推^ニ南之威。而遠^レ之。曰。後世必有^下以^レ色亡^ニ其國^上者。楚王登^ニ強臺。而望^ニ崩山。左^レ江而右^レ湖。以臨^レ彷徨。其樂忘^レ死。遂盟^ニ強臺。而弗^レ登。曰。後世必有^下以^レ高臺陂池亡^ニ其國^上者。今主君之尊。儀狄之酒也。主君之味。易牙之調也。左^ニ白台。而右^ニ闔須。南威之美也。前^ニ夾林。而後^ニ蘭臺。強臺

之樂也。有_レ一_ニ於此_一。足_ニ以亡_ニ其國_一。今主君兼_ニ此四者_一。可_レ無_レ戒與。梁王稱_レ善相屬。

此魯君の語の「有_レ一_ニ於此_一足_ニ以亡_ニ其國_一」と前掲五子之歌の「有_レ一_ニ于此_一未_レ或_レ不_レ亡_一」とを對照すれば此が彼を取りて作りたる痕跡は明なるべし。扱禹は旨酒を絶ち、勤儉力行して以て天下に聖王となり、其後裔桀は酒池肉林の驕奢に耽りて天下を失ふ、禹の言が讖を爲したといへる。孔子禹を頌して「禹吾無_ニ間然_一矣。非_ニ飲食_一。而致_ニ孝乎鬼神_一。惡_ニ衣服_一。而致_ニ美乎黻冕_一。卑_ニ宮室_一。而盡_ニ力乎溝洫_一。禹吾無_ニ間然_一矣。」（論語子罕第九）。斯の如く上は鬼神を敬し、下は人民を愛撫し、勤勉儉約、國事に盡瘁したるは實に禹の大聖たる所以で、孔夫子の贊嘆せる亦宜なる哉である。要するに虞書夏書を通讀するときは、上に堯舜禹の三聖あり、下に益、稷、皋陶、契、伯夷、夔龍等の賢人輩出して、道德と經濟との合致が完全に實現せられたものである。